

# 建設・解体業者の皆様

## 特定建設作業の届出は、お早めに！

騒音規制法・振動規制法では、建設工事として行われる作業のうち著しい騒音・振動を発生させる作業を**特定建設作業**として定め、騒音・振動の大きさ等の**規制基準**及び**事前の届出制度**を定めています。(例：杭打機、エアーハンマ、ジャイアントブレーカー、ハンドブレーカー、電動ピック等)

**特定建設作業**を伴う建設工事を施工しようとする者は、特定建設作業の**開始日の7日前までに**(注)市長に届け出なければなりません。

(注) 開始日の7日前までには届出を完了しなければならない＝遅くとも**8日前に届出を行う必要**があります。

特定建設作業の届け出をせずまたは虚偽の届出をした者には、罰則規定があります。届出が遅れた場合も届出義務違反となりますので、届出はお早めにお願いします。

また、**仙台市公害防止条例**において**指定建設作業**を定め、騒音・振動の大きさ等の**規制基準**を定めています。(届出の必要はありません。)



### 特定建設作業・指定建設作業の規制基準(作業時間等)

| 対象区域※(工業専用地域を除く) | 1号区域                                | 2号区域                                    |
|------------------|-------------------------------------|-----------------------------------------|
| 作業時間             | 午前7時～午後7時                           | 午前6時～午後10時(特定建設作業)<br>午前6時～午後9時(指定建設作業) |
| 1日における延作業時間      | 10時間以内                              | 14時間以内                                  |
| 同一場所における連続作業期間   | 6日以内                                |                                         |
| 日曜・休日における作業      | 禁止                                  |                                         |
| 敷地境界での騒音・振動の大きさ  | 騒音：85dB(特定建設作業)80dB(指定建設作業)、振動：75dB |                                         |

※2号区域＝工業地域のうち学校等の周囲80m以外の地域　1号区域＝2号区域以外の都市計画区域

◎規制基準や届出方法について詳しくは、市ホームページ「特定建設作業の届出案内」をご覧ください。

ホーム > 申請書・届出書様式のダウンロードサービス > 環境保全・緑化 > 環境保全 > 騒音・振動に係る届出

<https://www.city.sendai.jp/taisaku-suishin/download/bunyabetsu/kankyo/kankyohozen/soon.html>

特定建設作業に  
関するお問い合わせ  
・届出はこちらまで

〒980-8671 仙台市青葉区二日町 6-12 MSビル二日町 5 階  
仙台市環境局 環境対策課 推進係  
電話：022-214-8221(直通) FAX：022-214-5378

仙台市

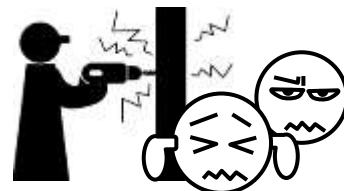


建設・解体工事を行う際は

**周辺の生活環境保全に努めてください**

仙台市では、工事現場からの騒音・振動・粉じんに関する苦情相談が数多く寄せられております。これらの被害を未然に防ぐには、工事関係者の方々のご協力・周辺住民の方々への配慮が不可欠です。

その作業音、大丈夫？



### 騒音や振動等の防止対策、規制基準の遵守

- 工事で発生する騒音、振動や粉じんなどをより一層低減させるため、防音壁、防音パネル又は防音シート等の設置、適切な散水等の対策を講じるよう努めてください。
- 特定建設作業・指定建設作業により発生する騒音・振動について、規制基準を遵守してください。

### 周辺住民等への事前説明

- 周辺住民等に対し、事前の説明やチラシ配布等により、工事に係る計画内容を十分説明するとともに、周辺住民等から苦情が発生した場合は、誠意をもって苦情解決に努めてください。
- 説明の際には、工事の担当連絡先を明示してください。
- 仙台市では、特定建設作業の届出の際に住民説明等の調書提出にご協力いただいております。



### 石綿(アスベスト)使用の事前調査

- 建築物等の解体等の作業を行うときには、事前にアスベストの使用の有無を現地及び設計図書等による調査を行い、当該調査結果を工事着工前に仙台市長等に報告し、工事現場にその結果を掲示する必要があります。また、大気汚染防止法改正により、全ての石綿含有建材(レベル3建材含む)が規制対象に拡大されております。詳しくは、以下の担当部署にお問い合わせください。

- ・特定粉じん排出等作業実施届出、石綿事前調査結果報告(大気汚染防止法)  
仙台市環境局環境対策課大気係 電話:022-214-8222(直通)
- ・建設工事計画届、建築物解体等作業届、石綿事前調査結果報告  
(労働安全衛生法、石綿障害予防規則)  
仙台労働基準監督署安全衛生課 電話:022-299-9073
- ・特別管理産業廃棄物管理責任者の設置、報告(廃棄物処理法)  
仙台市環境局事業ごみ減量課 電話:022-214-8235(直通)
- ・建設リサイクル法による届出  
各区役所街並み形成課

◎アスベストに関する届出等について詳しくは、市ホームページ「アスベスト情報」をご覧ください。

ホーム > くらしの情報 > 住みよい街に > まち美化、環境保全 > 公害防止 > アスベスト(石綿)情報

<https://www.city.sendai.jp/taiki/kurashi/machi/kankyohozen/kogai/ishiwata/index.html>